

川西市立川西小学校いじめ防止基本方針（概要版）

1 本校の教育目標

一人ひとりの**命**を大切にし
一人ひとりの**可能性**を最大限に伸ばし
人間性豊かな子どもを育てる

2 基本的な考え方

- ・いじめは「人として決して許されない行為」であるが、人としてのかかわりの中で起こり得るもの
- ・「いじめ」のみならず、「心身の苦痛を感じている」すべての児童生徒へ対応しなければならない。

教育目標に基づき「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起きた時の組織的な対応」を実践する。

3 いじめ防止の組織と役割



○いじめ防止チームのメンバー

校長、教頭、養護教諭、生活指導部や特別活動部、人権部、研修部などの教員、SC、SSW

○いじめ対応チームのメンバー

いじめ防止チームのメンバーに関係教職員等を加える。

4 いじめ防止の具体的な取り組み

○いじめ防止チーム

- ・いじめアンケートを年3回実施
- ・児童の行動に対して、意識的に観察・積極的に指導
- ・事実確認・教職員間の情報共有
- ・いじめ対応チームの招集、保護者や関係機関に協力を得ながら、連絡および情報交換等の連携

○いじめ対応チーム

- ・事実確認を行い、いじめ事案の詳細を確認し、「悪質ないじめ」なのか日常生活のトラブルの延長線上にある「いじめ」なのか判断し、どのように対応していくか判断する。
- ・いじめ事案に関して、関係児童生徒へ指導・説諭
- ・いじめ再発防止に向けて、関係児童生徒・保護者への説明

児童生徒の **絆づくり** と **居場所づくり**

を中心に、学級風土の改善を通して、いじめ防止に取り組む。

5 いじめ対応の流れ

○いじめ防止チームによる未然防止・早期発見

- ・いじめアンケートを年3回実施
- ・児童会・生徒会活動や委員会活動によるいじめの防止意識啓発・わかる授業づくりを推進する。
- ・いじめ事案に関する校内研修会の実施
- ・児童の行動に対して、意識的に観察・積極的に指導

○いじめ対応チームによる初期対応

- ・事実確認を行い、いじめ事案の詳細を確認し、「悪質ないじめ」なのか日常生活のトラブルの延長線上にある「いじめ」なのか判断し、どのように対応していくか判断する。
- ・いじめ事案に関して、関係児童生徒へ指導・説諭
- ・いじめ再発防止に向けて、関係児童生徒・保護者への説明

○いじめ防止チームによる再発（未然）防止

- ・いじめ事案に関する授業の実施
- ・児童会・生徒会活動における啓発活動
- ・いじめ事案の関係児童生徒に対して心理的ケアや生活面での支援が必要と判断される場合は、SC、SSW等と協力し対応に当たる

※法的な「いじめ」の定義と社会通念上の「いじめ」

法律上のいじめ

- ・一定の人的関係がある
- ・心身の苦痛を感じている
- ・心理的、物理的な影響がある

社会通念上のいじめ

- ・力の差
- ・意図的
- ・継続的

「悪質ないじめ」で誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

絆づくり

居場所づくり